

公益財団法人栃木県国際交流協会バナー広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人栃木県国際交流協会（以下「協会」という。）のホームページに、企業、団体等の広告を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

なお、賛助会員である企業、団体等については、別途定める。

(広告掲載の対象及び制限)

第2条 広告掲載の対象は第5条に基づき広告掲載の申込者とする。ただし、広告の内容の全部及び一部が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の対象としない。

- (1) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性があるもの
- (5) 宗教性があるもの
- (6) 社会問題についての主義、主張のあるもの
- (7) 比較広告
- (8) 事実と異なる又は誤認するおそれがあるもの
- (9) 個人の名刺広告
- (10) 非科学的又は迷信に類するもの
- (11) その他協会がバナー広告に掲載する内容として不適當であると認められるもの

(広告の規格等)

第3条 バナー広告掲載の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 天地60ピクセル × 左右165ピクセル
- (2) 形式 静止したGIFファイル又はJPGファイル（サイズは15KB以下）
- (3) 掲載位置 協会トップページの右側に表示
- (4) 掲載期間 1か月単位とする。ただし、広告掲載期間中、自然災害や通信障害等が発生した場合については、協会は一切の責任を負わないこととする。また、協会のホームページのリニューアル及びメンテナンス等で閲覧不能な場合は、協議の上、バナー広告の掲載期間を延長する。

(広告掲載料金)

第4条 協会ホームページのバナー広告掲載料金は、1枠1か月につき2,050円（消費税込）とする。ただし、1か月とは、当該月1日から末日までとする。

(広告掲載の申込方法)

第5条 広告の掲載を希望する者は、広告掲載申込書（別紙様式）に組織及び事業活動に関する資料を添えて、広告掲載希望開始月の前月15日までに協会に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 協会が、申込内容を審査し、広告掲載を申し込んだ者に広告掲載可否を決定する。

(広告原稿の作成及び提出)

第7条 広告主は協会が指定する方法により広告掲載原稿を作成し、指定する期日までに電子データで提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告主は協会が指定する方法により、指定期日までに広告掲載料を協会に納付しなければならない。

(広告内容の責務)

第9条 広告主は、掲載広告に関する一切の責務を負うものとし、広告により生じたいかなる紛争、クレームに関しても広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第10条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告内容が不相当であると判明したとき
- (2) 広告主が指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき
- (3) 広告主が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき

(広告掲載料の返還)

第12条 納付した広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事情により、広告掲載を中止したときは、この限りではない。

附則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。